

令和7年5月請求分（6月支払分）からの介護給付費等支払方法変更に伴う債権譲渡対象追加に伴う取扱いの変更について

No.	質問	回答	備考
1	債権譲渡とは何ですか？	債権譲渡とは、介護事業所等が国保連合会に対して持つ「介護報酬等を受け取る権利」を第三者に譲り渡すことです。介護報酬等の早期資金化などを目的にして活用されています。	
2	原案作成委託料とは何ですか？	国保連合会から居宅介護支援事業所に支払われる「原案作成委託料」とは、地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に介護予防サービス計画の原案作成を委託した際、その業務に対して支払われる委託料です。	
3	原案作成委託料とは、令和7年6月から新たに支払われるものですか？	いいえ。原案作成委託料はすでに介護給付費等とは別に支払がされており、債権譲渡の対象外となっておりました。 令和7年5月請求分（6月支払分）から介護給付費等に加えて原案作成委託料を一括で支払う形に変更されることから新たに債権譲渡の対象として取り扱うこととなりました。	
4	既存の債権譲渡は自動的に原案作成委託料が含まれますか、それとも新たな手続きが必要ですか？	自動的に原案作成委託料を譲渡対象に含める取扱いはいりません。 令和7年6月支払分以降の支払において原案作成委託料を譲渡対象に含める場合は、現在の債権譲渡を解除して新たな債権譲渡通知を送付いただくか、本会ホームページに掲載されている「通知書」を以下のいずれかの方法で本会に提出してください。 1 内容証明郵便として送付する。 2 公証人役場等で確定日付を付したうえで提出する。	通知書に譲渡人・譲受人実印を押印いただき、併せて印鑑証明書の送付が必要です。
5	差押が既に行われている場合、原案作成委託料も自動的に差押の対象となりますか？	自動的に原案作成委託料を差押対象に含める取扱いはいりません。	

令和7年5月請求分（6月支払分）からの介護給付費等支払方法変更に伴う債権譲渡対象追加に伴う取扱いの変更について

No.	質問	回答	備考
6	今後送達する介護給付費の債権譲渡はどのように取り扱われますか？	「介護給付費支払決定額通知書」に記載の振込額を債権譲渡の対象とするため、原案作成委託料を含めた債権譲渡をお願いしてまいります。具体的には以下のとおりご対応をお願いいたします。 <u>債権譲渡期間が令和7年5月支払分以前を始期とする債権譲渡通知書</u> 債権譲渡通知書に加えて本会ホームページ掲載の「通知書」を併せて送付いただくか、「一切の介護報酬等債権（令和7年6月支払分以降の原案作成委託料を含む）」とご記載ください。 <u>債権譲渡期間が令和7年6月支払分以降を始期とする債権譲渡通知書</u> 原案作成委託料を除く旨の特段の記載がない限り、原案作成委託料を含む債権譲渡として取り扱いいたします。	原案作成委託料の特定が不明瞭な場合は、ご連絡させていただく場合がございます。
7	債権譲渡の対象追加に伴い、譲渡手続きや必要書類に変更はありますか？	譲渡手続きや必要書類に変更はありません。	
8	原案作成委託料を含めない従来の債権譲渡を継続することは可能ですか？	債権譲渡通知書で債権を特定いただく際、『原案作成委託料を除く』旨の特段の記載をお願いいたします。 この場合、振込額は「介護給付費支払決定額通知書」に記載の金額と異なるため、振込額の把握は譲渡人・譲受人で行っていただくようお願いいたします。	
9	原案作成委託料を含む債権譲渡を行う場合、譲渡金額はどのようになりますか？	令和7年6月支払分から支払が一本化され、原案作成委託料の金額も「介護給付費支払決定額通知書」に集約されます。そのため、原則「介護給付費支払決定額通知書」に記載の金額を債権譲渡の対象として取り扱いいたします。	

令和7年5月請求分（6月支払分）からの介護給付費等支払方法変更に伴う債権譲渡対象追加に伴う取扱いの変更について

No.	質問	回答	備考
10	この変更に関して、別途の特別な準備や対応が必要なことはありますか？	上記以外の本会に向けた対応は不要です。令和7年6月支払分以降の原案作成委託料を対象とした債権譲渡に関し、譲渡人・譲受人間の権利関係の変化に伴う確認をお願いいたします。	
11	「通知書」を送付する時期の目安はいつですか？	債権がすでに譲渡されている案件について、令和7年6月支払分以降の支払において原案作成委託料を譲渡対象に含める場合は、原案作成委託料を含む債権譲渡を開始する月の前月末日までに「通知書」と「譲渡人・譲受人双方の印鑑証明書」を送達いただくようお願いいたします。	
12	債権譲渡の対象追加により、支払日に変更はありますか？	支払日に変更はありません。	
13	債権を譲り受けている事業所の中に、原案作成委託料の振込がある介護事業所はありますか？	債権を譲り受けている事業所にお問い合わせください。 本会への事業所のもつ振込有無の照会をご遠慮ください。	
14	他県の国保連合会でも同様の取扱いですか？	本変更は東京都国保連合会独自の対応となります。 他県の国保連合会の取扱いは各県の国保連合会にお問い合わせください。	
15	債権譲渡の対象追加に関して、不明点や疑問がある場合の問い合わせ先はどこですか？	東京都国民健康保険団体連合会 企画事業部 管理課 債権債務係 03-6238-0325までお問い合わせください。	